

# 放置自転車等発見時の対応方法

放置自転車等を発見！

盗難車であるかどうかを確認するため、  
青梅警察署(TEL:22-0110)へ連絡してください。

盗難届が  
出ている場合

盗難届が  
出していない場合

青梅警察署で対応します。

放置されている場所は、**私有地(宅地、私道、会社・店舗の敷地、  
駐車場、畑等)**でしょうか？

はい

いいえ

■国道または都道の場合  
西多摩建設事務所管理課監察担当  
(TEL:22-7216)へ連絡してください。

■市道または公園等の場合  
青梅市役所(TEL:22-1111)へ  
連絡してください。

※放置場所により担当課が異なります。

市道：都市整備部管理課  
市民安全部交通政策課  
公園：環境部公園緑地課

**私有地の放置自転車等については、  
市では撤去等の対応ができません。**

その土地の所有者・管理者の権限にもとづく対応となります。